

理学療法教育における面接授業再開に向けた手引き(参考)

本手引きは、理学療法教育において対面による授業の再開を各養成施設において検討するための参考として提供するものである。感染拡大状況が地域によって大きく異なること、養成施設の立地条件等も異なることから、一律に求めるものではなく、実際の適用等に際しては、各養成施設において十二分に検討し、各養成施設の責任において、面接授業の再開準備を進めるようにしていただきたい。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、都道府県をまたぐ移動も可能となる中、各地で学校再開が検討される段階に入ってきた。本手引きは、面接授業再開に際して、理学療法士養成課程に在籍する学生が、安全にかつ効果的な教育を享受できるようにし、今後の臨床実習、さらには、卒業に向けて取り組めるために必要な視点を示すものである。

2. 感染症対策の基本

以下の文部科学省等からの通知文書等を熟読すること

※文部科学省 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)(令和2年6月5日、高等教育局長発、2文科高第 238 号)¹⁾

※文部科学省 専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)(令和2年6月5日、総合教育政策局長発、2文科教第 225 号)²⁾

(1) 地域の状況を踏まえた段階的な面接授業への移行

『文部科学省 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)』の「2 大学等における感染症対策の基本 (1)「三密」の回避などの感染症対策の徹底」に記載されている内容を再確認すること

- 各大学等においては、遠隔授業の実施など、学内や地域における感染拡大の防止と、学生の学修機会の確保を両立するための取組が、すでに多数行われているところであるが、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、学生が通学する形で行われる対面での授業(以下「面接授業」という。)や、大学等の構内における研究活動の開始・再開について判断すること。
- 面接授業の開始等を判断する場合でも、感染拡大の防止との両立については常に注意を払う必要があり、たとえば、全ての授業を一斉に対面により実施するのではなく、一部の遠隔授業は継続して実施するなど、地域の感染状況等を踏まえた配慮を行うこと。
- 大学等への通学に当たって、通学中の学生の感染や、学生からの感染拡大等が生じる可能性がある。このため、公共交通機関による通学をしている学生が多い大学等においては、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を変更することなどを通じて、学生の通学を介した感染の拡大防止を図ること。

出典:文部科学省 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)(令和2年6月5日、高等教育局長発、2文科高第 238 号)¹⁾

学生の通学中の学生の感染や学生からの感染拡大等を防止するためには、施設等への通学範囲が地域によって大きく異なるため、地域の実情に即して判断することが必要である。その際には、養成施設所在地近郊の高等学校の通学区域(公立高等学校はややせまく、私立高等学校はやや広範囲という差があるが)等も参考にし、当該地域を管轄している教育委員会等の判断を目安にするとよい。

(2)感染予防教育の徹底

学生に対して、日々の健康管理として、体温等の健康状態について記録するなどの指導を行うこと。
面接授業の再開に際して、下記教育コンテンツなどを活用し、学生に対して感染予防教育を徹底すること。

- 日本理学療法士協会 講義動画「コロナ禍で見直す、感染予防の理論と実践－感染管理と理学療法の両立－」³⁾
https://www.youtube.com/playlist?list=PLjsjRuiCw8N0HG42YZ40_4qatAL_q7Y8t
- 日本理学療法士学会 理学療法士のための COVID-19 感染予防対策動画⁴⁾
<https://tez123jp.wixsite.com/website>

(3)一般的な感染予防策(接触・飛沫感染予防策)の徹底

上記のような感染予防教育を行ったうえで、感染予防策として下記のような対応を行い、感染予防に努めること。

- 十分な対人距離の確保を促進する(注意喚起の掲示等を通じた啓発を実施)
 - 水と石けんによる手洗いを徹底する
 - 入口及び施設内に、手指の消毒設備を設置する
 - マスクの着用(教職員、学生等及び入場者に対する周知)を促す
 - 施設の換気を適切に行う(実験施設等にあつては、当該実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開ける等の工夫を検討)
 - 学内の施設を利用させる場合にあつても、短時間の利用とすることや、一斉に利用しないなどの工夫を講じる
 - 施設設備(ドアノブ・エレベータボタン等の人々が頻繁に触れる箇所)の消毒を実施する
 - 構内に不特定多数の者が制限なく出入りする状態を生まないための措置を講じる(発熱や風邪症状等の疑われる症状のある方の入場制限や、検温の積極的实施等)
- ※入場者等の名簿については、個人情報の取扱に十分注意しながら適正に管理する

出典:文部科学省 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)(令和2年6月5日、高等教育局長発、2文科高第 238 号)¹⁾

3. 学習環境に関する対応

以下の文部科学省等からの通知文書等を熟読すること

※文部科学省 5月25日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」等について(事務連絡)
(令和2年5月26日、総合教育政策局地域学習推進課長発)⁵⁾

※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室:『移行期間における都道府県の対応について』(令和2年5月25日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発)⁶⁾

※厚生労働省 商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について(参考資料、令和2年3月30日)⁷⁾

地域による感染者数の差が大きく、段階的移行についても地域の状況に合わせた対応が必要である。環境面の段階的移行として文部科学省等からは、面接授業再開初期の対応として下記の要件が推奨されている。

- 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数にする⁶⁾
- 屋内環境における人数の拡大も段階的に移行可能であるが、当面は収容定員50%以内での利用を継続する⁶⁾
- 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)、および窓の開放により、ビル管理法に基づく一人当たりの必要換気量(一人あたり毎時30m³)が確保できることを確認する⁷⁾
- 確認できない場合においては収容定員の50%という要件に関わらず、在室人数を減らすことで一人当たりの必要換気量を確保する⁷⁾
- 窓の開放を毎時2回以上(30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する)行う⁷⁾
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放する⁷⁾
- 窓が一つしかない場合は、ドアを開放しておく⁷⁾

4. 実習科目に関する対応

理学療法士の技術の獲得には、直接、対象者に触れ、身体操作するなどの感覚や運動感覚の学習が重要であり、学生同士の身体接触を避けて、技術修得を図ることは困難である。そのことを踏まえて、十分な感染予防策を講じた上で、実習教育に取り組むこと。

- 前述の個人、および環境における感染予防策の徹底
- 実習に必要な会話を減らす
- 共用物品の使用は必要最小限にとどめ、使用後の消毒を徹底する
- 動画教材の作成などを行い、実習授業に臨む前の学習準備を促すよう努める
- 実技のデモンストレーションにおいては学生を集める機会をなるべく少なくするよう心がける。この点においても動画教材をあらかじめ準備しておくことでデモンストレーションにおける学生の密集を避けることにつながる
- やむを得ず学生を集めてデモンストレーションを行う場合にも、あつまる人数が少なくなるよう複数回のデモンストレーションを心掛け、また、指導教員は臨床場面と同様に一行為一手指消毒を徹底する
- 授業の時間管理を教員主導で明確に行い、休憩中の換気などについても計画的に行うこと
- 受講人数の分散として、受講会場に一度に入れる人数を当該会場の規模に応じた適切な人数に絞り感染リスクに配慮すること
- 感染症状あるいはそれを疑う症状がみられる場合には、無理に通学することなく欠席するなどの指導を行う

※段階的再開のステップの考え方

臨床現場においては、十分な感染対策のもと、日常的に実施している技術項目も多い。これらの理学療法士にとって不可欠な技術について段階的に再開を考えていくことが大切である。そのための判断基準としては、相互の関係性、対人接触の程度を考慮し、地域の感染状況を考慮することが有用である。また、これらのステップについては、日数だけをもってステップアップできるものではなく、地域の状況を考慮して判断するものであると同時に、学生に対して丁寧に説明しながら進めること。

- ステップ0:感染教育を確実に行う
- ステップ1:学生 1 人で取り組むことが可能な理学療法技術項目であり、物を見たことがない、触ったことがないという状況を避けるための経験項目
 - (例:義肢・装具、車いす、歩行補助具の体験、機器操作)
- ステップ2:学生同士の直接的接触が少なく、物品を介した接触が中心となる理学療法技術項目
 - (例:ティルト車椅子、リクライニング車椅子の操作、物理療法、動作分析)
- ステップ3:学生同士の直接的接触があるが、日常的に臨床現場で実施されているものであり、大声等を発する必要性のないもの
 - (例:周径計測、関節可動域計測、トランスファー、他動運動)
- ステップ4:学生同士の直接的接触があり、かつ、実施時に掛け声等の発声を伴うもの
 - (例:徒手筋力検査、筋力増強運動)

5. 学生の不安に対する対応

感染予防策を講じたとしても不安を抱く学生や保護者について配慮が必要である。理学療法士として、将来、就労する臨床現場は、常に感染リスクを抱えていることを指導しても、不安を払拭できない学生に対しては、無理強いすることなく、代替策も検討することとする。ただしその場合にあっては、臨床実習において技術修得の確認ができていない状態で対象者に関わり、直接的理学療法を提供することは医療安全の面から不適切である。そのため、臨床実習の履修に際しては各養成施設が定める最低限の技術項目の修得を確認していることが必要である。この確認方法は、OSCEに準じた方法にて実施することが適当である。

6. 教育の質担保の必要性

各養成施設においては、学生ならびに教職員が感染しないように留意するとともに、臨床実習では臨床スキルの修得のため、対象者と直接関わることを、さらに、卒業後、資格取得をすれば、対象者からの報酬を得て理学療法を提供するようになることを踏まえ、社会的にも教育の質担保について、説明できる対応策を講じること。

各養成施設において学生間の接触を避けることで、学生の技術の修得に限界があると考えられる場合には、どのような対応策を講じた実習を展開したのかを臨床実習施設に示すとともに、就職先から問い合わせがあった場合には、説明できるように対応策についてまとめ、記録に残しておくこと。

新型コロナウイルス感染拡大という緊急事態下にあるために、従来のような教育目標の達成は困難となる場合が多いものとする。また、授業(実習)時間が短縮・遅延された場合であっても、国家試験の受験資格が認められるとされている⁸⁾。したがって、1単位当たりの実習時間の短縮が行われることと考えられるが、その一方で、養成教育における単位認定の重要性を考慮し、45 時間相当の学習内容をもって1単位とするように、個々の学生の学習時間を踏まえた単位認定を行うことが望ましく、安易な時間短縮を行い、短

時間の実習内容をもって、単位認定することがないように留意すること。

また、理学療法教育を享受するのは学生であり、単に、単位が得られたかどうかではなく、学内教育が再開することによって、技術にかかる教育を受け、技術修得が図られたことを実感できるように努めること。

7. 感染者が発生した場合の対応

十分な感染予防策を講じ、感染者を出さないことが重要であることは言うまでもない。しかしながら、今後の感染状況に応じて、感染者が発生する確率は皆無ではなく、在学生で感染者が発生した場合には、感染拡大が生じないように対応すること。

- 感染した学生は、感染から回復し、通常生活に復帰するまで欠席とすること。(感染症状が消え、10日間を経るなど、その時の感染者のリカバリー期間の対応を参考にすること)
- 感染経路の確認として、養成施設以外でのクラスター発生個所、密な場所への出入り等について、個人情報に配慮しながらも確認すること。
- 養成施設内での当該学生の移動経路、滞在場所、受講中の濃厚接触者を特定し、PCR 検査を含め、養成施設内での感染拡大状況について確認すること。
- 複数の感染者が発生しクラスターとなった場合には、関係機関の指導のもと、一定期間、休校措置をとり、感染拡大防止に努めること。
- 養成施設内で当該学生の移動経路、滞在場所を中心として、可能であれば、建物全体の消毒処置を関係機関の指導のもと実施すること。
- 当該学生が復学後、差別的な取り扱いが生じないように配慮し、必要に応じて、健康相談員等によるモニタリングを行うこと。

本件、問い合わせ先

日本理学療法教育学会 COVID-19 対応 WG

spte.jspt@gmail.com (担当:酒井^桂、日高、門馬)

参考資料

1)文部科学省 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)(令和2年6月5日、高等教育局長発、2文科高第 238 号)

2)文部科学省 専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)(令和2年6月5日、総合教育政策局長発、2文科教第 225 号)

3)日本理学療法士協会 講義動画「コロナ禍で見直す、感染予防の理論と実践－感染管理と理学療法の両立－」

https://www.youtube.com/playlist?list=PLjsjRuiCw8N0HG42YZ4O_4qatAL_q7Y8t

4)日本理学療法士学会 理学療法士のための COVID-19 感染予防対策動画

<https://tez123jp.wixsite.com/website>

5)文部科学省 5月 25 日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」等について(事務連絡)(令和2年5月26日、総合教育政策局地域学習推進課長発)

6)内閣官房:『移行期間における都道府県の対応について』(令和 2 年 5 月 25 日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発)

7)厚生労働省 商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について(参考資料、令和2年3月30日)⁷⁾

8)新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(事務連絡、令和2年6月1日、文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部発)

(作成:2020年6月30日)